

緊急通報システム（民間事業者対応方式）のご案内

緊急通報システムとは

ひとり暮らし高齢者の方の在宅時における急な体調不良等の緊急時に、ボタン1つで24時間対応可能な民間事業者（ALSOK(株)）によるサービスを受けられるシステムです。

対象者 以下の要件をすべて満たす方

- ① 市内に在住し、住民基本台帳に登録された75歳以上のひとり暮らしの高齢者の方またはそれに準ずる方
- ② 介護保険における「要介護1～5」の認定を受けた方または重度障害者※の方
※重度障害者…身体障害者手帳1・2級、療育手帳㊦の1、㊦の2、Aの1、Aの2、
精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを有する方
- ③ 住民税が非課税世帯または均等割りのみ課税世帯の方、生活保護世帯の方
- ④ ALSOKに自宅の鍵を1本預けることができる方

ご利用いただけるサービス内容

利用決定者には以下の機器を貸与します。（ご利用には、原則として電話回線が必要です※）



コントローラー



非常ペンダント

※ご自宅に電話回線がない場合には、ALSOKの独自回線（電話回線の代替）を利用することもできます。

① 非常通報サービス

コントローラーと非常ペンダントを利用者に貸与。急な体調不良やケガの時に「緊急」ボタンを押すと、ALSOKのガードマンがご自宅に駆け付けます。

② 健康相談受付サービス

健康相談や日常生活に関する相談を受け付けます。

③ 救急情報登録

かかりつけ病院を登録し、救急隊員への引き継ぎ時に情報提供します。

④ 熱中症注意喚起

室内の温度、湿度が一定以上に達した場合、利用者へ音声で注意喚起を行います。

⑤ センサーによる異常監視サービス

トイレ扉に開閉センサーを設置し、在宅中24時間トイレの扉が開かなかった場合、ALSOKのガードマンがご自宅に駆け付けます。

費用負担

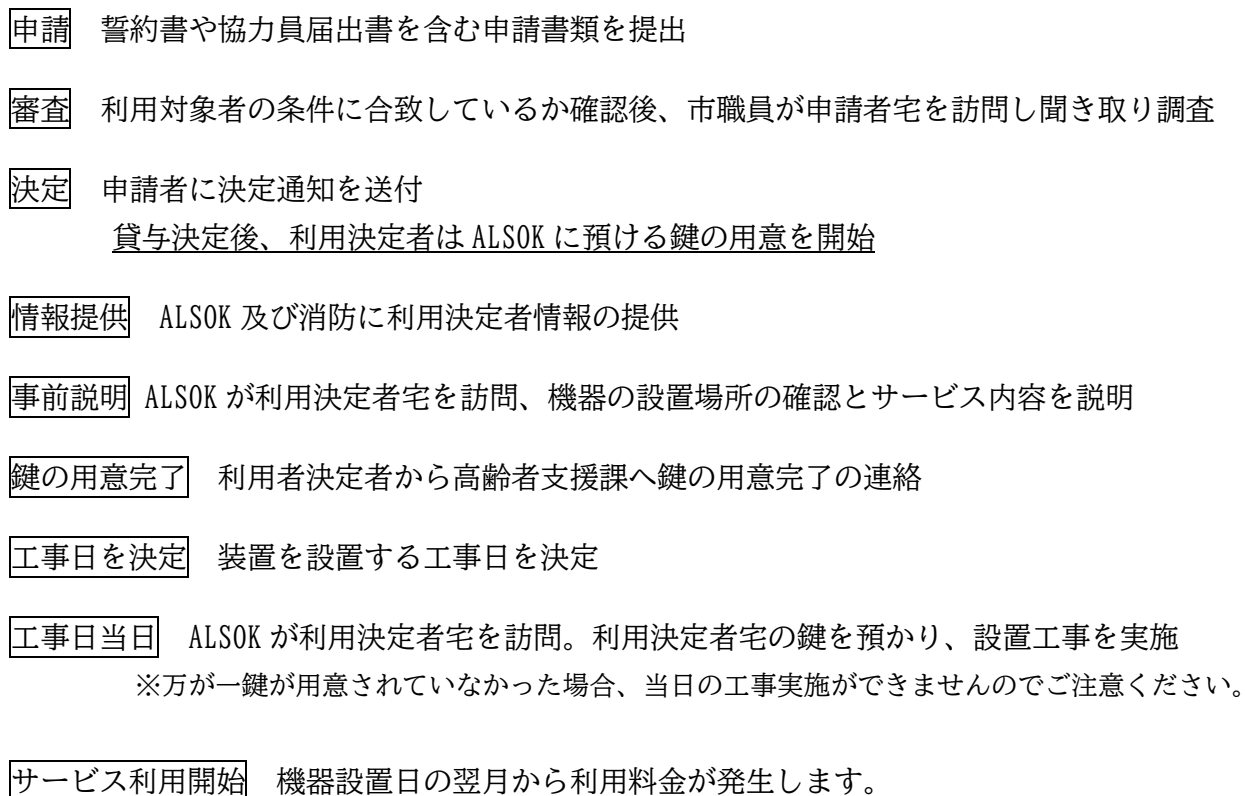
- ・ 緊急通報システムは「リース（貸与）方式」であり、月々の利用料が発生します。

区分	利用料金（利用者負担額）
住民税非課税または均等割りのみ課税世帯	月々税込 1,000 円
生活保護受給者	0 円

- ・ 利用料金は、システムを設置した日の翌月から発生し、撤去した月も料金が発生します。（日割り計算なし）
- ・ 利用料金は市が利用者に請求し、指定の金融機関でお支払いいただきます。（郵便局不可）
- ・ 半年間利用料を滞納した場合、貸与が取り消しとなりますのでご注意ください。

自宅に固定電話・携帯電話がなく、ALSOK の独自回線もご利用にならない場合は、「緊急」ボタンを押すと状況を聞くやりとりなしで ALSOK のガードマンが自宅に急行します。コントローラーを通じての ALSOK との会話でのやりとりや、健康相談受付サービスは利用できませんのでご了承ください。

申請の流れ



申請・問い合わせ先 ☎ 270-0192 流山市平和台 1-1-1

流山市役所 健康福祉部 高齢者支援課（高齢者生きがい推進係）

電話：04-7150-6080 ファクス：04-7159-5055

メール：koureishien@city.nagareyama.chiba.jp